

平成 27 年 6 月 26 日

公益社団法人 全日本病院協会
会長 西澤寛俊 殿

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室長

平成 27 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給促進に係る
ポスター・チラシの設置への協力依頼について

厚生労働行政については、平素から多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

平成 26 年 4 月の消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への影響を緩和するため、昨年度、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給事業を実施し、その広報活動の一環として、関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じ、ポスター・チラシの設置による広報を進めてきたところです。

政府としましては、本年度も引き続き、臨時福祉給付金の支給事業を実施することとし、厚生労働省においては、昨年度同様に、本年度も給付金の支給を促進するため、支給対象者となる方々に効果的な広報を行うことができるよう、ポスター・チラシの設置による広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、今年度のポスター・チラシ（別添が見本になります。）について、高齢者を始め、より多くの方々の目に触れるよう、病院に掲示及び設置等をしていただきたいと存じますので、貴会の御協力をお願い申し上げます。

ポスター・チラシにつきましては、厚生労働省が広報業務を委託している業者から、直接、会員病院へ配送させていただきます。

御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、貴会会員の皆様に対して周知していただきますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

(担当者連絡先)

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室
安西、梅本、三上（内線 2129、2127、2122）
電話 03-5253-1111（代表）

平成26年4月の消費税率引上げに伴う影響を緩和します。

確認じゃ！ 給付金。

平成27年度
臨時福祉給付金

支給対象者
住民税が非課税の方

課税者の被扶養者や生活保護受給者等は除きます。

1人につき6,000円

- 平成27年1月1日時点で
お住まいだった市町村へ申請が必要です。
- 市町村ごとに申請期間が異なります。

申請じゃ！

確認じゃ！

ボクも？

ワタシも？

カクニンジャ

お問い合わせ先



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省専用ダイヤル：

オー！ み な いい きゅう ふ

0570-037-192

9時～18時（平日のみ。ただし、8月1日～12月20日は土日祝も開設。）



カクニンジャ

検索

「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

平成27年度

臨時福祉給付金のお知らせ

平成26年4月の消費税率引上げに伴う影響を緩和します。

確認じゃ！ 給付金。

申請じゃ！

確認じゃ！



カクニンジャ

カクニンジャ

検索



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

支給対象者

平成27年度分の 住民税が課税されない方

※ただし、

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
(住民税において、課税者の扶養となっている場合)
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合 など

は除きます。

※子育て世帯臨時特例給付金(対象児童1人につき3,000円)の支給対象となる方も、上記を満たせば臨時福祉給付金の支給対象になります。

2つの給付金を受け取ることができます。
ただし、それぞれ申請が必要です。

【参考】住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)
(給与所得者)

区分	非課税限度額。(給与収入ベース)
単身	100万円
夫婦	156万円
夫婦子1人	205.7万円
夫婦子2人	255.7万円

(公的年金等受給者)

区分	非課税限度額。(年金収入ベース)	
単身	65歳以上	155万円
	65歳未満	105万円
夫婦	65歳以上	211万円
	65歳未満	171.3万円

※生活保護基準の1級地(東京都23区等)における非課税限度額

お問い合わせ先

ご不明な点は、

厚生労働省専用ダイヤル:

0570-037-192

9時～18時

(平日のみ。ただし、8月1日～12月20日は土日祝も開設。)

または

「申請先の市町村」へ

お問い合わせください。



「臨時福祉給付金」
(簡素な給付措置)の

“振り込め詐欺”や
“個人情報”の詐取”に
ご注意ください。

市町村や厚生労働省などがかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

支給額

1人につき
6,000円

※支給は1回です。



申請方法

○臨時福祉給付金を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**

○申請先は、平成27年1月1日時点で**住民票がある市町村**です。

〔平成27年に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。〕

○申請受付期間や申請書の入手方法は、**各市町村によって異なります。**

○詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページをご確認ください。

平成27年度
臨時福祉給付金

支給対象者
住民税が非課税の方

課税者の被扶養者や生活保護受給者等は除きます。

1人につき**6,000円**

申請じゃ!

確認じゃ!

- 平成27年1月1日時点で
お住まいだった**市町村へ申請が必要です。**
- 市町村ごとに**申請期間が異なります。**

ボクも?

ワタシも?



平成27年7月吉日

関係各位

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

平成27年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給促進に係る
普及啓発用資材の設置についてのお願い

厚生労働行政については、平素から多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するため、昨年度、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金（2つの給付金）の支給事業を実施し、その広報活動の一環として、貴所におかれましては、普及啓発用資材の設置に多大なる御協力をいただきました。改めて、昨年度の御協力に厚く御礼を申し上げます。

政府におきましては、本年度も引き続き、2つの給付金の支給事業を実施いたしますが、臨時福祉給付金について、広く支給対象者の方々を知っていただき、支給を促進するため、関係省庁や関係団体等の御協力の下、様々な場所において、普及啓発用資材（ポスター・チラシ）による広報活動を実施したいと考えております。

つきましては、こうした趣旨に御高配をいただき、貴所におかれましては、同封の普及啓発用資材について、できるだけ多くの方の目に触れる場所に設置していただくなど、臨時福祉給付金の支給促進にぜひ御協力をお願い致します。

御多忙の折、大変お手数ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本文書の趣旨につきましては、一般社団法人日本病院会、公益社団法人日本精神科病院協会、一般社団法人日本医療法人協会及び公益社団法人全日本病院協会の御承諾を得ていますので、申し添えます。

※ 子育て世帯臨時特例給付金については、多くの市町村で児童手当の現況届のお知らせに給付金のお知らせを同封するなど、別途広報活動を実施しておりますので、今回お送りする普及啓発用資材は、臨時福祉給付金のみのもとなっております。

※ 普及啓発用資材の設置期間は、可能な範囲で御対応いただければと存じますが、臨時福祉給付金は、多くの市町村で平成27年8月から9月にかけて申請受付が始まりますので、平成27年7月下旬頃から設置をお願いできれば幸いです。また、申請受付終了時期は、各市町村によって様々となっており、厚生労働省の特設ホームページ（<http://www.2kyufu.jp/shichouson/index.html>）で各市町村ごとに具体的に確認できますので、大変御面倒ですが、貴所が所在する市町村の申請受付終了時期に合わせて、普及啓発用資材の設置を終了いただければより幸いです。

担当者連絡先

厚生労働省 社会・援護局総務課 簡素な給付措置支給業務室
安西、梅本、三上（内線2129、2127、2122）
電話 03-5253-1111（代表）